

平成 17 年（2005 年）度

上級技術者資格審査 筆記試験問題 A

〔共通問題〕

〔注意事項〕

1. この試験問題は**共通問題**です。全部で 2 ページあります。
2. 共通問題は受験申込時に選択した資格分野（主分野・副分野）に拘らず共通です。
3. 解答用紙の所定欄に受験番号と問題番号（A-1）を明記し、指定の字数内で解答を作成して下さい。なお、解答用紙は 1 枚につき、表裏で合計 1000 字詰めです。
4. 試験係員の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容を見てはいけません。
5. 「始め」の合図があったら、ただちに印刷の不鮮明なところがないことを確かめて下さい。印刷の不鮮明なものは取り替えますから手を挙げて申し出て下さい。
6. 試験問題の内容についての質問にはお答えいたしません。
7. 解答の作成には鉛筆（HB または B）を用いて下さい。
8. この試験の解答時間は「始め」の合図があってから正味 1 時間 30 分です。
9. 試験時間中に途中退室はできません。
10. 「終り」の合図があったら、ただちに解答の作成をやめて下さい。
11. 解答用紙は必ず提出して下さい。
12. 試験問題は持ち帰って下さい。

次の問題について、「解答用紙」に 1000 字以上 2000 字以内で解答しなさい。

(解答用紙 2 枚以内にまとめなさい。)

A-1	環境やエネルギー、人口など地球規模の問題を抱え、人類の科学技術への依存度が高まる中で、科学技術を担う技術者に高い倫理観が求められています。 近年、我が国では企業経営者や技術者の倫理観の欠如による事件・事故が続発しており、社会的批判を浴びています。この種の事件・事故は事前の防止が基本ですが、事後の対応如何によっては組織の存亡に大きく影響する事態となっています。このことは、経営者が倫理観を持って組織経営にあたることはもちろんですが、技術を行使する技術者は、単に組織内で決められ指示されたことに盲目的に従うのではなく、自らの行為の適否を技術者倫理に基づき判断できる自律性と責任感を持たなければならないことを示唆しています。 あなたが土木技術者としての経歴の中で、自らが経験した、あるいは見聞した技術者倫理に関わる事例について、特に印象に残っている事例を 1 つ挙げ、以下の設問に答えなさい。ただし、倫理的に問題のあった事例に限定することなく、技術者としての倫理に恥じない行動をとったために、問題が回避できた事例を含めてもよい。なお、解答にあたって、次頁に記載された『土木技術者の倫理規定』を参考にしてもよい。 (1) その事例の概要を技術者倫理の観点から述べなさい。 (2) その事例において、自ら経験した倫理的課題をどのように解決したか、あるいは見聞した倫理的課題はどのように解決すべきであったかについて述べなさい。 (3) 今後、同様の事例が生じた場合に、リーダーの立場から若手技術者にどのような助言を与えたらよいか、あなたの考えを述べなさい。
-----	---

土木技術者の倫理規定

基本認識

1. 土木技術は、有史以来今日に至るまで、人々の安全を守り、生活を豊かにする社会資本を建設し、維持・管理するために貢献してきた。とくに技術の大いなる発展に支えられた現代文明は、人類の生活を飛躍的に向上させた。しかし、技術力の拡大と多様化とともに、それが自然および社会に与える影響もまた複雑化し、増大するに至った。土木技術者はその事実を深く認識し、技術の行使にあたって常に自己を律する姿勢を堅持しなければならない。
2. 現代の世代は未来の世代の生存条件を保証する責務があり、自然と人間を共生させる環境の創造と保存は、土木技術者にとって光榮ある使命である。

倫 理 規 定

土木技術者は

1. 「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」をつくり、改善し、維持するためにその技術を活用し、品位と名誉を重んじ、知徳をもって社会に貢献する。
2. 自然を尊重し、現在および将来の人々の安全と福祉、健康に対する責任を最優先し、人類の持続的発展を目指して、自然および地球環境の保全と活用を図る。
3. 固有の文化に根ざした伝統技術を尊重し、先端技術の開発研究に努め、国際交流を進展させ、相互の文化を深く理解し、人類の福利高揚と安全を図る。
4. 自己の属する組織にとらわれることなく、専門的知識、技術、経験を踏まえ、総合的見地から土木事業を遂行する。
5. 専門的知識と経験の蓄積に基づき、自己の信念と良心にしたがって報告などの発表、意見の開陳を行う。
6. 長期性、大規模性、不可逆性を有する土木事業を遂行するため、地球の持続的発展や人々の安全、福祉、健康に関する情報は公開する。
7. 公衆、土木事業の依頼者および自身に対して公平、不偏な態度を保ち、誠実に業務を行う。
8. 技術的業務に関して雇用者、もしくは依頼者の誠実な代理人、あるいは受託者として行動する。
9. 人種、宗教、性、年齢に拘わらず、あらゆる人々を公平に扱う。
10. 法律、条例、規則、契約等に従って業務を行い、不当な対価を直接または間接に、与え、求め、または受け取らない。
11. 土木施設・構造物の機能、形態、および構造特性を理解し、その計画、設計、建設、維持、あるいは廃棄にあたって、先端技術のみならず伝統技術の活用を図り、生態系の維持および美の構成、ならびに歴史的遺産の保存に留意する。
12. 自己の専門的能力の向上を図り、学理・工法の研究に励み、進んでその結果を学会等に公表し、技術の発展に貢献する。
13. 自己の人格、知識、および経験を活用して人材の育成に努め、それらの人々の専門的能力を向上させるための支援を行う。
14. 自己の業務についてその意義と役割を積極的に説明し、それへの批判に誠実に対応する。さらに必要に応じて、自己および他者の業務を適切に評価し、積極的に見解を表明する。
15. 本会の定める倫理規定に従って行動し、土木技術者の社会的評価の向上に不断の努力を重ねる。とくに土木学会会員は、率先してこの規定を遵守する。

(1999. 5. 7 土木学会理事会制定)